事　務　連　絡
令和６年５月７日

別記団体の長　殿

こども家庭庁成育局母子保健課

母体保護法施行規則別記様式第 13 号（２）に定める
人工妊娠中絶実施報告票の改正について（再周知）

平素より、母子保健行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）第 25 条に基づく人工妊娠中絶の届出については、別添の「母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について」（令和５年４月 28 日付こ成母第 51 号こども家庭庁成育局長通知）において、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和５年内閣府令第 46 号）が令和５年４月 28 日に公布・施行され、同規則別記様式第 13 号（２）に定める人工妊娠中絶実施報告票に「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄を設け、人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤の投与の有無を記載することとしたこと等の周知を行ったところです。

このたび、人工妊娠中絶実施報告票の改正について再周知させていただきます。改正内容について改めて御了知いただき、貴管下の会員へ再度、周知徹底いただくようお願いします。

（別記）
公益社団法人　日本医師会
公益社団法人　日本産科婦人科学会
公益社団法人　日本産婦人科医会